

1,1-ジクロロエチレンに係る
 土壤汚染対策法に基づく調査結果等について

1. 土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査に関する調査結果(平成24年度)¹⁾
 (件数)

	平成3年度～ 平成23年度以前	平成24年度	合計
調査事例数 ^{注1}	13,760	1,905	15,665
基準不適合事例の数 ^{注2}	7,022	906	7,928
うち、1,1-ジクロロエチレンの基準(0.02mg/L)不適合事例数 ^{注3}	204	29	233

注1：調査事例数は、各年度における都道府県、土壤汚染対策法（以下「法」という。）施行令で定める政令市が把握した法に基づく調査と法に基づかない調査事例の合計。

注2：基準不適合事例は平成3年度～平成13年度は土壤環境基準不適合事例、平成14年度以降は法の指定基準不適合事例の合計。

注3：1,1-ジクロロエチレンの基準不適合事例は平成6年度～平成13年度は土壤環境基準不適合事例、平成14年度以降は法の指定基準不適合事例の合計。

2. 土壤汚染対策法に基づく区域指定の状況について²⁾

平成26年6月2日現在、土壤汚染対策法に基づき1,1-ジクロロエチレンにより要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定されている区域は計64件であり、このうち1,1-ジクロロエチレンの溶出量が0.02-0.1mg/Lの範囲にあるものは16件である。

これらの16件のうち、1,1-ジクロロエチレン単独の基準不適合値超過の単位区画が含まれることにより区域指定されている区域は3区域である。

(表参照)

表

区域内の単位区画全てが1,1-ジクロロエチレンのみの基準超過により区域指定されている区域	1区域
区域内の単位区画の一部が1,1-ジクロロエチレンのみの基準超過により区域指定されている区域	2区域

3. 排出量(平成 24 年度)³⁾

排出量合計：87,224 kg/年

- ・大気：82,776kg/年 (94.9%)
- ・公共用水域：4,448 kg/年 (5.1%)
- ・土壌：届出された排出量なし

4. 公共用水域及び地下水での検出状況等

○公共用水域(平成 24 年度)⁴⁾

検出 3 地点 (0.0002mg/L～0.002 mg/L) (全測定地点:3,361 地点)
水質環境基準値(0.1mg/L)超過 0 地点

○地下水(平成 23 年度)⁵⁾

①概況調査*¹：検出地点 11 地点 (最大 0.01 mg/L)
(全測定地点：3,037 地点)

地下水環境基準値(0.1mg/L)超過 0 地点

旧地下水環境基準値(0.02mg/L)超過 0 地点

②継続監視調査*²：検出地点 115 地点 (最大 0.37 mg/L)
(全測定地点：1,750 地点)

地下水環境基準値(0.1mg/L)超過 3 地点

旧地下水環境基準値(0.02mg/L)超過 20 地点

出典

1. 環境省水・大気環境局(2014) 平成 24 年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果
2. 土壌汚染対策法に基づく要措置区域等一覧(環境省ホームページ公表資料)
3. 環境省保健部安全課(2014) 平成 24 年度 P R T R データの概要等について
—化学物質の排出量・移動量の集計結果等—
4. 環境省水・大気環境局(2013)平成 24 年度公共用水域水質測定結果
(自治体の測定計画に基づく結果を含む)
5. 環境省水・大気環境局(2012)平成 23 年度地下水質測定結果

用語解説

*1 概況調査：地域の全体的な地下水質の汚染状況を、網羅的に把握するために実施する調査

*2 継続監視調査：概況調査等において汚染が確認された地域について、継続的に地下水の汚染状態の監視を行うための調査